

市では収集または受け入れができないもの

家電リサイクル法の対象家電

対象となる家電製品

冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
テレビ・エアコン（室外機を含む）
保冷庫・冷温庫（車載用、ポータブルを含む）

※令和6年4月1日から有機ELテレビが対象となりました

- **処分方法①** 家電小売店に依頼する
リサイクル料金 + 収集運搬料金の支払が必要です。
- **処分方法②** 右記許可業者に依頼する
リサイクル料金 + 収集運搬料金の支払が必要です。
※ 無許可の業者に依頼することは違法です。
- **処分方法③** 自ら下記の指定引取場所に持ち込む
リサイクル料金の支払が必要です。指定引取場所の営業日・利用時間などは、事前に確認してください。
※ 最寄りの郵便局でリサイクル料金を支払後、家電リサイクル券を持って延岡ダイキュー運輸(株)に持ち込んでください。

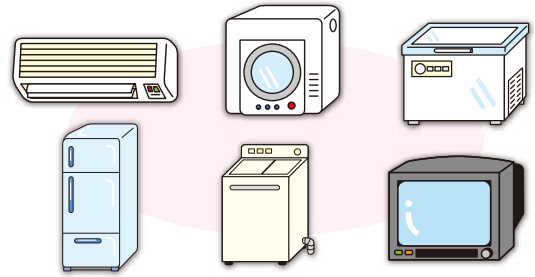
◇ 延岡ダイキュー運輸(株) 0982 - 37 - 6431 延岡市土々呂町 6 丁目 2923 番地 (久留米運送(株)内)

【リサイクル料金に関する問合せ先】

家電リサイクル券センター

☎ 0120 - 319640

※ 分解してもごみで持ち出すことはできません。リサイクルの処理費用が更なる高くなる場合があります。



● 家電 4 品目収集運搬許可業者

- ◇ (有)クリーン日向 0982 - 53 - 3109
- ◇ (株)黒田工業 0982 - 55 - 0055
- ◇ (株)日向衛生公社 0982 - 54 - 5111
- ◇ (有)別府金物店 0982 - 52 - 4768

ご注意ください！

無許可の業者へ依頼したことで高額な処理料金を請求されるなどのトラブルが発生しています。

パソコン



対象となる機器

ノートパソコン・デスクトップパソコン（本体）
パソコン用ディスプレイ（CRT・液晶）
ディスプレイ一体型パソコン

※ マウス・キーボード・プリンターなどの周辺機器は対象外です。「燃やせないごみ」になります。



※ 左記のマークのあるパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収、再資源化します。ただし、マークのないものはリサイクル料金の支払が必要です。

● 処分方法① 直接持ち込む

ひゅうがリサイクルセンターに直接持ち込んでください。（無料）

※ CRT（ブラウン管）ディスプレイは受け入れできません。

※ パソコン内にあるデータは必ず消去してください。

※ パソコン本体についてはメーカー製、自作のもの、どちらも受け入れ可能です。

● 処分方法② 専門窓口へ申し込む

メーカー製パソコンは各メーカーへ、自作パソコンは一般社団法人パソコン3R推進協会へお申し込みください。

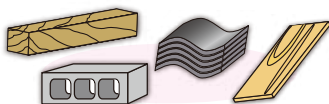
【パソコンの処理に関する問合せ先】

一般社団法人 パソコン3R推進協会

☎ 03 - 5282 - 7685

処理困難物等

産業廃棄物



産業廃棄物処理業者に処理（有料）を依頼してください。

産業廃棄物と疑われるごみの持ち込みについては、発生場所の現地確認を行う場合があります。

※ なお、個人で小屋などを解体して発生した建設廃材（木くず・ブロックなど）についても受け入れを制限し、通常のごみ処理に影響がある場合は、市が許可した一般廃棄物処分業者での処理（有料）を案内することがあります。